

第5章 廃棄物の適正処理の推進

第1節 廃棄物の適正処理の確保

4Rに取り組んだ上で排出される廃棄物については、適正に処理する必要があります。

一般廃棄物については、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における廃棄物を収集、運搬、処分することとされており、産業廃棄物については、事業者が自らの責任において、焼却その他の中間処理、埋立処分等の方法により、適正に処理しなければなりません。

1 廃棄物の適正処理の確保

(1) 一般廃棄物の適正処理の確保

ア 現状と課題

- ・一般廃棄物の適正処理の確保には、住民・事業者による適切な分別排出の徹底と市町村による収集・処理体制の確立が重要です。
- ・近年の高齢化の進展は、高齢者世帯等のごみ出しについて課題を生じさせています（表5-1-1）。
- ・観光地を有する市町村では、観光客が滞在・利用するホテル・旅館、飲食店から排出される事業系ごみ等により、1人1日当たりの排出量が多い傾向にあり、適切に分別回収が行われないなどの課題が生じています。
- ・使用済みリチウムイオン電池等については、資源有効利用促進法により製造事業者等に自主回収・再資源化が義務付けられていますが、廃棄処理時の火災事故が全国で頻発し、廃棄物処理施設が停止するケースも発生するなど、社会的に大きな影響を及ぼす深刻な課題となっています。廃エアゾール製品等の爆発火災等、廃棄物の収集・処理における課題も発生しています。
- ・不用品家電等の無料回収業者の中には、法令に抵触する疑いのある者も見られるため、適切な監視・指導の実施（表5-1-2）とともに、むやみに無料回収業者を利用しないよう住民等に周知する必要があります。加えて、有害使用済機器保管等業者²¹に対しても届出や保管・処分基準の遵守に係る指導を行う必要があります。
- ・関東近県において、金属スクラップ等の再生資源物の不適切な保管等に起因する生活環境保全上の支障が生じており、県内における類似事案の発生を未然に防止する必要があります。（産業廃棄物についても同様です。）

²¹ 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして廃棄物処理法施行令で定められたもの。

表 5-1-1 県内高齢者世帯等に対する戸別収集実施市町村数（令和7年11月1日時点）

実施市町村数	福祉部門、社会福祉協議会等との連携
26	6

（資源循環推進課）

表 5-1-2 無料回収業者立入検査状況

調査実施時期	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
箇所数	72	72	74	86

（資源循環推進課）

イ 施策の展開

(7) 高齢者世帯等のごみ出し支援

- ・高齢者世帯等でごみ出しが困難な方に対してごみ出し支援が行われるよう、市町村への先進事例（福祉部局との連携等）の紹介、技術的助言等を行います。

(4) 観光地を有する市町村のごみ対策支援

- ・観光地を有する市町村におけるごみの減量や適切な分別回収を推進するため、全国の先進事例を参考に、市町村とともに対策を研究します。

(ウ) 使用済みリチウムイオン電池等・廃エアゾール製品等の処理

- ・リチウムイオン電池が使用されている製品や使用済みリチウムイオン電池等の適切な排出方法について、国、市町村等と連携した住民への周知啓発を行います。
- ・使用済みリチウムイオン電池等の適正処理（分別・回収方法、回収後の保管方法、適正な循環的利用、適正処分等）に関する市町村への情報提供、技術的助言等を行います。
- ・使用済みリチウムイオン電池等の製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築に関して、国への要望を実施します。
- ・廃エアゾール製品等の適正処理（穴を開けない収集運搬、充填物の使い切り、適切な出し切り等）に関する住民への周知、市町村への情報提供、技術的助言等を行います。

(エ) 不用家電品等の処理・金属スクラップ等の取扱事業者への指導

- ・無料回収事業者（金属スクラップ等を取り扱う事業者を含む）等への指導（市町村・警察と連携した立入検査、法令に基づく適正保管・適正処理の指導、違反行為への指導等）及び有害使用済み機器保管等業者への指導（届出、保管・処分基準の遵守に係る指導）を行います。

◎コラム | ごみのポイ捨て防止・分別促進にナッジ理論を活用！

ナッジ (nudge : そっと後押しする) とは、行動科学の知見の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」です。

環境省のナッジ等を活用した観光地モデル事業では、「EAST」フレームワーク (Easy・Attractive・Social・Timely) に基づき、ごみ箱の表示の分かりやすさや魅力付け、社会的メッセージ、適切なタイミングでの案内により、ポイ捨て防止・分別促進を図り、環境保全と観光振興の両立、そして観光地の魅力向上を目指しています。



旅客ターミナルに設置したスマートごみ箱及びデジタルサイネージの例

◎コラム | 火災を防ぐ第一歩！リチウムイオン電池の適切な処分について

▼リチウムイオン電池とは？

リチウムイオン電池は、充電することで繰り返し利用可能な電池の一つです。小型・軽量でエネルギー効率が高く、経済性にも優れていることから、私たちの身の回りの様々な製品で使用されています。

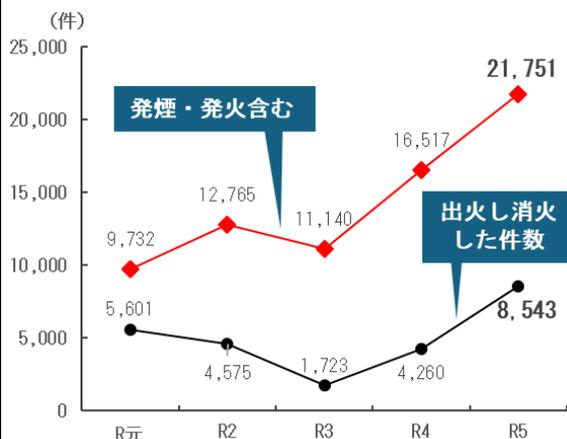


リチウムイオン電池を使用した製品例

(出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会)

▼ごみ処理時の火災事故が増加しています

近年、リチウムイオン電池が誤った分別区分でごみに出され、ごみ処理施設の破砕機等で衝撃が加わったりすることで発火し、火災事故等となるケースが全国各地で発生しており、その件数は年々増加しています。火災事故等が発生すると、多額の修繕費用が必要となったり、ごみの収集・処分が滞ったりと、私たちの生活に大きな支障をきたすことになります。



ごみ収集車やごみ処理施設などでリチウムイオン電池が原因とみられる火災発生件数の推移

(一般廃棄物処理事業実態調査)

リチウムイオン電池の発火が原因で、リサイクル工場の建屋・設備が焼けてしまった事例

(出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会)

▼適切に処分しましょう

このような火災事故等を防ぐためには、リチウムイオン電池やその使用製品を適切に処分することが重要です。処分する際は、お住まいの市町村の捨て方のルールを必ず確認し、適切な分別方法で処分しましょう。

「市町村名 リチウムイオン電池 捨て方」で検索！



リサイクルマーク

また、一般社団法人JBRCでは、リサイクルマークのあるJBRC会員製のリチウムイオン電池等を協力店、協力自治体で回収しています。

「JBRC 協力店」で検索！



▼リチウムイオン電池の「3つのC」

リチウムイオン電池を扱う際は、次の「3つのC」の行動を心がけましょう！

Cool Choice ～賢く選ぶ～	Careful use ～丁寧に使う～	Correct disposal with better recycling ～正しく捨てる そして資源循環～
<ol style="list-style-type: none"> 1. 購入前に、販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する 2. PSE マークやリサイクルマークが表示されているか確認する 3. 非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する 4. 購入時に廃棄の方法を確認する 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 強い衝撃や圧力を加えない 2. 高温になる場所では使用・保管しない 3. 安全な場所で、目の届く所で充電する 4. 異常を感じたら使用を中止する 5. 発火した時はまず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する 6. リコール情報を確認する 7. 公共交通機関では、持ち込みルールを守るとともに、留意事項を確認する 	<ol style="list-style-type: none"> 1. リチウムイオン電池使用の有無を確認する 2. 廃棄する前には電池を使い切る 3. 廃棄方法（メーカー回収や地方公共団体の回収区分）を確認する 4. リサイクルされる廃棄方法を選択する

(国のリチウムイオン電池総合対策パッケージ (R7. 12) を基に資源循環推進課作成)

(2) 産業廃棄物の適正処理の確保

ア 現状と課題

- ・産業廃棄物の適正処理のためには産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適切な運用が重要です。事務処理の効率化等が図られる電子マニフェストの報告事業者数は、普及に伴い増加傾向となっています（表 5-1-3）。
- ・廃棄物処理施設等へは廃棄物の保管・処理状況、廃棄物処理施設の構造・維持管理の状況等に関して、必要に応じ市町村職員の県職員併任制度により、合同の立入検査を実施して未然防止、早期発見に努めるとともに、不適正処理等を把握した場合は行政指導、行政処分を行っています（表 5-1-4、表 5-1-5）。
- ・令和2年度から、廃棄物関係業務を佐久、上伊那、松本、長野地域振興局の4か所に集約し、廃棄物監視・指導担当職員の複数配置等専門性の向上と業務効率化を図っています。

表 5-1-3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告事業者数（単位：者）

報告事業者数	R4 年度			R5 年度		
	計	長野県	中核市	計	長野県	中核市
紙マニフェスト	7,090	4,984	2,106	6,872	4,694	2,178
電子マニフェスト	3,891	2,433	1,458	3,971	2,453	1,518

（資源循環推進課）

表 5-1-4 立入検査件数の推移（単位：件）

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一般廃棄物処理施設	389	268	236	274	285
産業廃棄物排出事業者	3,175	3,271	1,755	2,077	1,841
産業廃棄物処理業者	2,152	1,674	1,556	1,904	1,621
産業廃棄物処理施設	1,291	917	1,524	1,547	1,393
工事発注者	15	23	20	8	2
土地所有者	455	536	423	538	501
小型焼却炉	100	38	33	31	25
自動車リサイクル法関連業者	179	225	148	226	305
PCB 保管者	396	548	113	53	68
有害使用済機器保管等業者	44	8	4	7	11
合計	8,196	7,508	5,812	6,665	6,052

（資源循環推進課）

表 5-1-5 行政処分件数の推移（単位：件）

処分区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
許可取消	4	4	5	4	6
事業停止命令	1	0	0	0	0
使用停止命令	0	0	0	0	0
改善命令	0	0	0	0	0
措置命令	0	0	0	0	1
合計	5	4	5	4	7

（資源循環推進課）

イ 施策の展開

(7) マニフェスト制度

- ・マニフェスト制度及び電子マニフェストの運用について、講習会、研修会、立入検査等を通じた周知を図ります。

(イ) 立入検査の実施

- ・立入検査を計画的、重点的、効率的に実施します。
- ・市町村職員併任制度の促進による体制強化を図ります。
- ・立入検査業務を的確に行える専門知識を有する人材の育成のため、地域振興局への廃棄物監視員の複数配置、研修の強化・充実に努めます。

(ウ) 不適正処理に対する厳正な対応

- ・廃棄物の処理事業者、排出事業者等による不適正処理が確認された場合は行政指導、行政処分、刑事告発等の厳正な対応を行います。

(3) 廃棄物条例の運用

ア 現状と課題

- ・廃棄物の適正処理の確保と、県民の生活環境の保全を目的として「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を制定しています。
- ・産業廃棄物処理業許可、廃棄物処理施設設置許可等の申請をする場合は、条例に基づく事業計画協議により関係住民への説明会等の場を設けることとしています。
- ・各事業者及び県民には、条例に定める基準等について遵守してもらうことが重要です。

<廃棄物条例の概要>

- 1 廃棄物処理法の規定に加え、産業廃棄物の処理等に関して長野県独自に事業者、県民等の責務を定めています。
- 2 産業廃棄物の処理等に関する以下の基準を定めています。
 - (1) 産業廃棄物の保管基準
 - (2) 木くず（建設業に係るものに限る。）の保管期間
 - (3) 木くずチップ（有価物）の保管期間及び保管基準並びに使用に関する基準
- 3 排出事業者、建設工事の発注者・受注者、土地所有者の講ずべき措置を定めています。
- 4 再生利用業者の指定を受ける場合の手続等を定めています。
- 5 廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮を求めています。
- 6 法の許可申請に当たり、地域の合意形成を図るための事業計画協議制度を定めています。

イ 施策の展開

- ・排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象とした研修会等を通じて条例の周知を図るとともに、産業廃棄物処理業許可、廃棄物処理施設設置許可等の申請を行う場合の事業計画協議の実施を徹底します。

(4) 特定有害産業廃棄物等の適正処理

ア ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

(7) 現状と課題

- ・平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が公布され、PCB廃棄物の保管事業者による都道府県等への届出が義務付けられました。
- ・高濃度PCB廃棄物については処分期間が終了していますが、低濃度PCB廃棄物については令和9年3月末までに処理することが義務付けられており、期限内に処理が完了するよう早期の適正処理を推進するとともに、低濃度PCB使用製品の状況を把握する必要があります。

(イ) 施策の展開

- ・低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向けた保管事業者への指導を行うほか、低濃度 PCB 使用製品の状況把握を実施します。

イ 石綿（アスベスト）含有廃棄物等

(ア) 現状と課題

- ・石綿（アスベスト）使用の可能性のある建築物の解体等工事が令和 10 年をピークに増加する見込みの中、建築物の解体等に伴い発生する石綿含有廃棄物等の適正処理が求められています。
- ・県では、石綿含有廃棄物等の適正処理のため、独自基準により建設事務所へ「アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出書」の提出を求めています。また、大気汚染防止法により地域振興局において、解体等工事に係る「事前調査結果報告書」の確認や吹付けアスベスト等の除去作業に係る「特定粉じん排出等作業実施届出書」の現地確認を行うこととしています。

(イ) 施策の展開

- ・解体現場等へのパトロールを行い、飛散防止措置、他の廃棄物と区分した収集・運搬・積替え・保管等適正処理の指導を徹底します。
- ・石綿含有廃棄物等が再生骨材プラント等において破砕されることがないように、対象事業者の施設について、周辺大気中のアスベスト濃度の測定及び建材中のアスベストの含有検査を随時行うなど、適正処理の指導を徹底します。

ウ 使用済太陽光パネル

(ア) 現状と課題

- ・使用済太陽光パネルについては、リサイクルの促進とともに、適正処理の確保も重要です。

(イ) 施策の展開

- ・使用済太陽光パネルの適正処理を確保するため、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の適切な運用を図るとともに、廃棄物処理業者に対して使用済太陽光パネルのリサイクル技術及び国のリサイクル設備導入補助事業等に関する情報の提供を行います。また、リサイクルの推進について実効性のある措置が講じられるよう国に要望するとともに、国における使用済太陽光パネルのリサイクル推進法の運用に当たり連携協力します。

エ PFAS（有機フッ素化合物）含有廃棄物

(ア) 現状と課題

- ・PFAS（有機フッ素化合物）の一種である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、泡消火薬剤やフッ素ポリマー原

料等の様々な用途に使用されていましたが、難分解性や高蓄積性等の性質を持つため、PFOS は平成 22 年に、PFOA は令和 3 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の第一種特定化学物質に指定され、国内での製造及び輸入が原則禁止となっています。

- ・ただし、過去に環境中に排出された PFOS 及び PFOA が河川や地下水等から検出されることがあり、それらを水源に利用する上水道事業から排出される使用済活性炭等の廃棄物に PFOS 等が含有されている場合があります。
- ・環境省では、PFOS 等を含有する廃棄物の適正処理を確保するため、令和 4 年 9 月に示した「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」において、その保管方法や分解処理方法等を解説しています。

(4) 施策の展開

- ・環境省が示した「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に基づき PFOS 等を含有する廃棄物の適正処理が行われるよう、排出事業者や産業廃棄物処理業者などの関連事業者に対する助言及び指導を行います。

2 廃棄物の適正処理基盤の整備

(1) 一般廃棄物処理施設整備

ア 現状と課題

- ・市町村の一般廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理にとどまらず、循環資源の再利用・再生利用・熱回収の促進を図り、循環型社会の形成に寄与するとともに、災害対策の拠点として、また、地球温暖化対策の一翼を担う重要な施設です。その一方で、廃棄物処理施設には多額の費用が必要となる上、施設整備を行う場所の周辺住民の理解を得ることが大切です。また、ストックマネジメントの考え方にに基づき、老朽化した施設の改良による長寿命化を進めることも重要です。

(7) 焼却施設

- ・令和 5 年度末現在、県内では 18 か所の焼却施設が稼働しており、そのうち、一般的に広域処理を目的とする大型炉の目安となる 100 トン／日以上処理能力を持つ焼却施設は 12 か所、稼働から 20 年以上が経過した焼却施設は 6 か所です。

(4) 最終処分場

- ・令和 5 年度末現在、県内では市町村等の有する 33 施設の最終処分場が稼働しており、令和 5 年度末の県全体での残余年数は約 20 年となります。

(4) し尿処理施設

- ・令和 5 年度末現在、県内では 23 か所のし尿処理施設が稼働しており、そのうち、資源化を実施している施設は 8 か所（メタン発酵：1 か所、堆肥化：7 か所、助燃剤化：1 か所）です。
- ・公共下水道の普及によりくみ取りし尿の処理量が減少傾向にあり、下水道への

投入処理や生ごみとの共同処理方式の検討が必要です。

- ・浄化槽の清掃実施率は約3割程度に留まっています。今後、適切な清掃が行われた際の汚泥処理方法について、検討を行う必要があります。

イ 施策の展開

- ・一般廃棄物の適正な処理に必要な体制を確保するため、市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づく施設整備に対して支援します。
- ・市町村が実施する施設整備に対する財政支援について、国への要望を実施します。

ウ ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進（ごみ処理広域化・集約化計画）

- ・長野県廃棄物処理計画（第5期）に包含した「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」については、計画期間を令和3年度から令和12年度までとしています。
- ・令和12年度までにおける広域化・集約化の方向性は以下のとおりです。

(ア) 広域化ブロック区割り

- ・令和12年度までの広域化ブロック区割りとして、10のブロック区割りとして設定します（表5-1-6）。

(イ) 処理体制

- ・焼却施設の現状及び今後の整備予定は表5-1-7、最終処分場・リサイクル施設等の整備予定は表5-1-8のとおりです。

表 5-1-6 広域化ブロック区割り（令和3年度～令和12年度）

ブロック名	処理主体	広域化ブロックに含まれる 市町村名	焼却施設数	
			令和3年度	令和12年度
佐久地域	佐久市・北佐久郡環境 施設組合、小諸市	小諸市、佐久市、小海町、川上村 ※1、南牧村※1、南相木村、北相木 村、佐久穂町、軽井沢町、御代田 町、立科町	2	2
上田地域	上田地域広域連合	上田市、東御市、青木村、長和町	3	1
諏訪地域	湖周行政事務組合 諏訪南行政事務組合	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪 町、富士見町、原村	2	2
上伊那地域	上伊那広域連合	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪 町、飯島町、南箕輪村、中川村、 宮田村	1	1
南信州地域	南信州広域連合	飯田市、松川町、高森町、阿南町、 阿智村、平谷村、根羽村※2、下條 村、売木村、天龍村、泰阜村、喬 木村、豊丘村、大鹿村	1	1
木曽地域	木曽広域連合	上松町、南木曽町、木祖村、王滝 村、大桑村、木曽町	1	1
松本地域	松塩地区広域施設組合 穂高広域施設組合	松本市、塩尻市、安曇野市、山形 村、朝日村、麻績村、生坂村、筑 北村、池田町、松川村	2	2
北アルプス 地域	北アルプス広域連合	大町市、白馬村、小谷村	1	1
長野地域	長野広域連合	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、 高山村、信濃町、小川村、飯綱町	2	2
北信地域	北信保健衛生施設組合 岳北広域行政事務組合	中野市、飯山市、小布施町、山ノ 内町、木島平村、野沢温泉村、栄 村※2	2	2
10 ブロック			17	15

※1 川上村、南牧村は独自処理

※2 根羽村、栄村はそれぞれ愛知県、新潟県の自治体と一部事務組合を設立し共同処理

(資源循環推進課)

表 5-1-7 各ブロック区割りにおける廃棄物処理体制（焼却施設）

ブロック名	No.	地方公共団体名	施設名称	所在地	施設の種類	処理方式	炉型式	炉数	処理能力(t/日)	使用開始年度	経過年数(R5年度末時点)	今後の施設整備実施予定時期	整備方針	発電
佐久	1	小諸市	クリーンヒルこもろ(★)	小諸市	焼却	ストーカ式(可動)	准連続運転	1	24	2015	8	—	—	
	2	佐久市・北佐久郡環境施設組合	佐久平クリーンセンター(★)	佐久市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	110	2020	3	—	—	場内利用、発電
上田	3	上田地域広域連合	統合クリーンセンター(仮称)	上田市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	144	—	—	2027年～2030年	No. 4～No. 6を統合2030年度稼働予定	
	4		上田地域広域連同上田クリーンセンター	上田市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	200	1986	37	—	No. 3に統合後廃止	
	5		上田地域広域連合丸子クリーンセンター	上田市	焼却	ストーカ式(可動)	准連続運転	2	40	1992	31	—		
	6		上田地域広域連合東部クリーンセンター	東御市	焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転	2	30	1993	30	—		
諏訪	7	湖周行政事務組合	諏訪湖周クリーンセンター(★)	岡谷市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	110	2016	7	—	—	場内場外利用、発電
	8	諏訪南行政事務組合	諏訪南行政事務組合諏訪南清掃センター	茅野市	焼却	ストーカ式(可動)	准連続運転	2	100	1997	26	—	検討中	
上伊那	9	上伊那広域連合	上伊那クリーンセンター(★)	伊那市	ガス化熔融・改質	流動床式	全連続運転	2	118	2018	5	—	—	場内利用、発電
南信州	10	南信州広域連合	稲葉クリーンセンター(★)	飯田市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	93	2017	6	—	—	場内利用、発電
木曾	11	木曾広域連合	木曾クリーンセンター	木曾町	焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転	2	24	2018	5	—	—	
松本	12	穂高広域施設組合	穂高クリーンセンターごみ焼却施設(★)	安曇野市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	120	2020	3	—	—	場内利用、発電
	13	松塩地区広域施設組合	新ごみ処理施設(仮称)	松本市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	3	360	—	—	2029年～2033年	2033年稼働予定	
	14		松本クリーンセンター(可燃処理施設)	松本市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	3	450	1999	24	—	—	場内場外利用、発電
北ア	15	北アルプス広域連合	北アルプスエコパーク	大町市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	40	2018	5	—	—	
長野	16	長野広域連合	ながの環境エネルギーセンター(★)	長野市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	3	405	2018	5	—	—	場内利用
	17		ちくま環境エネルギーセンター(★)	千曲市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	100	2022	1	—	—	場内場外利用、発電
北信	18	岳北広域行政組合	エコパーク寒川	飯山市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	35	2009	14	2024年～2026年	大規模改修	
	19	北信保健衛生施設組合	東山クリーンセンター	中野市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	130	1998	25	—	—	場内利用、発電

(★) 事業方式に公設民営方式（DBO方式、DB+0方式等）を活用している施設

※令和6年度末時点における各循環型社会形成推進地域計画を基に作成

(資源循環推進課)

表 5-1-8 今後の施設整備予定（焼却施設以外）

ブロック名	事業主体名	施設	施設規模	稼働予定年度
上田	上田市	ごみ堆肥化施設	5.2 t/日	令和10年度
	上田地域広域連合	最終処分場	85,000 m ³	令和14年度
諏訪	湖周行政事務組合	最終処分場	30,000 m ³	令和14年度
上伊那	伊那中央行政組合	汚泥再生処理センター	61 kL/日	令和9年度
松本	松本市	最終処分場	206,500 m ³	令和10年度
	松塩地区広域施設組合	マテリアルリサイクル推進施設	検討中	令和15年度
	穂高広域施設組合	汚泥再生処理センター	61 kL/日	令和12年度
北アルプス	北アルプス広域連合	最終処分場	15,900 m ³	令和9年度
長野	須坂市	ストックヤード	2,138 m ²	令和13年度
	長野広域連合	最終処分場	10~20万 m ³	令和18年度
	葛尾組合	リサイクルセンター	10.4 t/日	令和9年度

※令和6年度末時点における各循環型社会形成推進地域計画を基に作成

(資源循環推進課)

(ウ) 今後の施設整備について

- ・今後、ごみ処理施設整備（新設・延命化）を計画する際に、市町村等は本計画との整合性に留意し、同一ブロック区割り内外の一部事務組合、広域連合及び近隣市町村との共同処理について検討を行い、併せて持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化及び地域への新たな価値の創出の観点を考慮の上、広域化・集約化の可能性について検討を行います。
- ・また、焼却施設整備（新設・延命化）の際には以下を基本方針とし、上記の観点に加えて検討を行います。

【焼却施設の規模等】

- ・建設・維持管理コストの低減及びエネルギーの効率的な利活用の観点から 100 トン/日以上全連続燃焼式のごみ焼却施設の設置の可能性の検討を行います。また、既に 100 トン/日以上施設を設置している場合は更なる広域化・集約化による 300 トン/日以上施設の設置の可能性を含め検討を行います。
- ・広域化・集約化による収集運搬コスト増加の可能性を考慮し、廃止する焼却施設の跡地や既存の保管施設を活用した中継施設の設置等の検討を行います。

【ごみ焼却施設の施設数】

- ・現状の処理体制を踏まえ、更なる広域化・集約化を推進する観点から、令和3年度以降の焼却施設数は、各ブロック区割りごとに令和2年度の施設数（17施設）と同数以下となることを想定し、令和12年度の焼却施設数は県全体で

15 施設以下となることを見込んでいます。

- ・これらの検討に関して、県は、市町村等の施設整備の予定や進捗の把握に努め、広域化・集約化に関する必要な助言を行います。また、市町村等による具体的な検討及び協議が円滑に行われるよう、市町村等間の総合調整等を行います。

(I) 今後の広域化・集約化に係る課題と対応

- ・広域化・集約化を検討するに当たり、同一ブロック内の焼却施設の整備時期が異なること、ごみの運搬の際に既存の施設よりも距離が遠くなる地域が生じることに伴う収集運搬コストの増加や住民理解等に関して課題が生じることも想定されます。
- ・このような課題への対応としては、地域住民、現在の組合等構成市町村、それ以外の近隣市町村等と処理体制の現状や課題について共有し、中長期的な視点で収集運搬、中間処理、最終処分等の広域化・集約化について検討していくことが考えられます。
- ・公設施設の集約化を行わない場合でも、施設の集約化を伴わないごみ処理の広域化について検討することが考えられ、例えば特定の処理困難物等に関して、広域的な処理体制を検討していくこと等が考えられます。

※令和 6 年 3 月 29 日付け環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に基づく、令和 32 年度（2050 年度）までを計画期間とする「長期広域化・集約化計画」は、令和 9 年度末を目途に別途策定します。

(2) 産業廃棄物の適正な処理体制

ア 現状と課題

- ・令和 5 年度末の産業廃棄物処理業者の許可状況（特別管理産業廃棄物を除く。）は、収集運搬業の許可業者が 3,821 者、処分業の許可業者が中間処理及び最終処分を合わせて 344 者となっています。また、産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処理施設が 445 施設、最終処分場が 21 施設となっています。
- ・平成 23 年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により優良産業廃棄物処理業者に認定されると、通常 5 年の許可の有効期間が 7 年に延長されます。

表 5-1-9 産業廃棄物処理業者の許可状況の推移

許可区分		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収集運搬業		3,435	3,548	3,598	3,702	3,821
	長野県	3,398	3,510	3,532	3,635	3,755
	中核市	37	38	66	67	66
収集運搬業 (特別管理 産業廃棄物)		388	396	409	421	432
	長野県	378	386	394	406	418
	中核市	10	10	15	15	14
処分業	(中間処理)	329	329	331	331	329
	長野県	266	266	243	244	244
	中核市	63	63	88	87	85
	(最終処分)	15	15	15	15	15
	長野県	15	15	15	15	15
	中核市	0	0	0	0	0
処分業 (特別管理 産業廃棄物)		13	13	13	13	11
	長野県	11	11	8	8	6
	中核市	2	2	5	5	5

(資源循環推進課)

表 5-1-10 産業廃棄物処理施設設置状況 (中核市許可分を含む。)

区 分		施 設 数				
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
中間処理	焼却施設	20	21	19	19	19
	破碎施設	375	379	378	388	397
	脱水施設	22	22	22	18	18
	その他施設	11	11	12	11	11
	合 計	428	433	431	436	445
最終処分	安定型	16	16	15	14	14
	管理型	5	5	5	5	5
	遮断型	2	2	2	2	2
	合 計	23	23	22	21	21

※中間処理施設は、許可対象のみ。最終処分場は、許可対象外施設を含み、埋立てが終了した最終処分場を除く。

(資源循環推進課)

表 5-1-11 優良産業廃棄物処理業者認定制度による評価基準適合事業者数の推移

区 分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
長野県	258	274	279	289	313
中核市	4	4	15	15	15

(資源循環推進課)

イ 施策の展開

- ・産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導を行います。
- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度を通じて、産業廃棄物処理業界全体の優良化の促進を図ります。

ウ 公共関与による施設整備

(7) 公共関与の経緯

- ・県は、平成 5 年当時の産業廃棄物最終処分場のひっ迫により、公共関与の方針を検討し、(財)長野県廃棄物処理事業団(平成 5 年 4 月設立、平成 20 年 3 月解散)による県内 4 か所(北信、東信、中信、南信)での最終処分場整備を決定しました。その後、管理型最終処分場が特にひっ迫している南信地区、中信地区において具体的な施設整備の準備が進められました。

南信地区：阿智村伍和（ごか）地区での最終処分場の整備
 中信地区：松本地区で 2 か所の最終処分場候補地を決定

(イ) 長野県廃棄物処理計画（第 2 期）での基本的な考え方を見直し

- ・リサイクル技術の進歩及び建設リサイクル法の施行等により、産業廃棄物の最終処分量が大幅に減少し、さらに、民間産業廃棄物処理業者による最終処分場整備計画が見込まれたことから、最終処分場の残余年数のひっ迫状況が改善されました。
- ・このような状況を受け、平成 18 年 3 月の長野県廃棄物処理計画（第 2 期）の策定に当たり、公共関与の基本的な考え方を見直しました。

長野県廃棄物処理計画（第 2 期）における公共関与の基本的な考え方（要約）

- ◇産業廃棄物の最終処分場の整備は民間業者による処理体制を基本とする。
- ◇最終処分場の残余年数がひっ迫した際は、公共関与による施設整備の準備を進める。

(ウ) 整備計画及び候補地選定事業の見直し

- ・長野県廃棄物処理計画（第2期）による基本的な考え方の見直しを受けて、平成19年6月、阿智村伍和地区最終処分場計画及び中信地区廃棄物処理施設候補地選定事業の見直しを行いました。

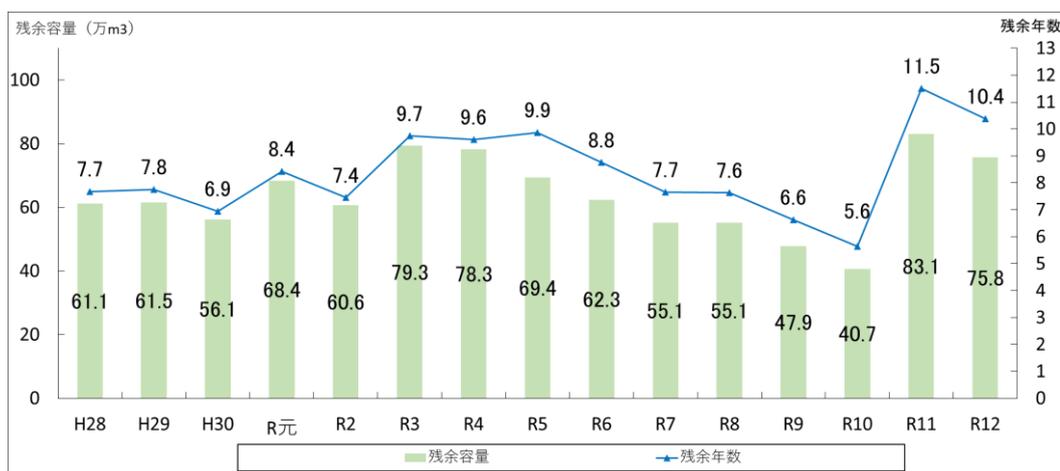
◇公共関与による施設整備が必要になった際の予定地として、県は阿智村伍和地区の最終処分場の用地を取得し管理していく。

◇中信地区の廃棄物処理施設候補地選定作業を中止する。

◇阿智村伍和地区最終処分場の整備後に、更に最終処分場の残余年数がひっ迫すると見込まれるときには、全県下において候補地を選定していく。

(エ) 県内の最終処分場の残余年数の推移

- ・産業廃棄物最終処分場の残余年数は、近年は9年前後で推移しています。
- ・本計画の計画期間では、民間産業廃棄物処理業者による最終処分場の整備による残余年数の増加が見込まれます。
- ・県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数は、令和12年度の推計で10.4年と見込まれ、最終処分容量が不足しているとはいえ、直ちに公共関与により最終処分場を整備する状況ではないと考えられます。
- ・産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間事業者による処理体制の確保を基本としつつ、今後も民間事業者の動向を常に把握し、最終処分場の残余年数がひっ迫してきた際には公共関与による施設整備が行うことのできるよう、阿智村伍和地区の県有地を適正に管理します。



※H28、29、R元～4年度の残余年数並びにR6～12年度の残余容量及び残余年数は推計値
(資源循環推進課)

図 5-1-1 産業廃棄物最終処分場の将来見込み

(3) 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視

ア 現状と課題

- ・一定規模以上の廃棄物焼却施設の設置者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づ

き、年1回以上ダイオキシン類の測定を行い、その結果を県に報告することが義務付けられています。県は、報告内容を確認し、必要に応じて設置者に適切な指導を行うとともに、同法に基づき測定結果を公表しています。

- 令和6年度末においては、報告対象となる焼却施設は88施設（中核市を除く。）あり、排出基準を超過した施設はありませんでした。
- 排出基準の遵守状況を把握するため、今後も、廃棄物焼却施設の設置者による測定及び県による結果の確認・公表が必要です。

イ 施策の展開

- 引き続き、廃棄物焼却施設の設置者によるダイオキシン類の測定結果を確認し、その結果を公表します。
- 過去に基準超過のあった焼却施設や近隣から苦情等がある施設への監視・指導を重点的に行います。また、必要に応じて行政検査を実施し、排出基準の遵守状況の把握に努めます。

第2節 災害時の適正処理体制の確保

1 現状と課題

- ・近年、大雨・地震等による災害が頻発化・激甚化しており、災害からの早期復旧・復興のためには、事前の備えや発災後の初動対応、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が重要です。また、大規模災害時は大量の災害廃棄物が一時期に発生するため、可能な限り再資源化し最終処分量を減らす必要があります。
- ・災害廃棄物の処理主体である市町村においては、全市町村で災害廃棄物処理計画を策定済となっています。当該計画に基づき平常時（発災前）の備えを進めるとともに、発災後には迅速かつ適正に廃棄物を処理する必要があります。
- ・県においても長野県災害廃棄物処理計画を策定しています。県は、市町村における事前準備を支援するとともに、広域的な連携体制、関係団体との連携体制の維持・強化に取り組んでいます。
- ・県では、令和6年能登半島地震での教訓を踏まえ、令和6年9月に「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定し、災害廃棄物処理の体制を確保するため、仮置場の確保等を進めることとしています。
- ・大規模災害発生時に被災市町村での処理が困難な事態が想定されるため、「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されているほか、県では廃棄物処理団体と協定を締結しています。また、中部ブロック9県で「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」が構成され、県域を越えた連携体制が構築されています。

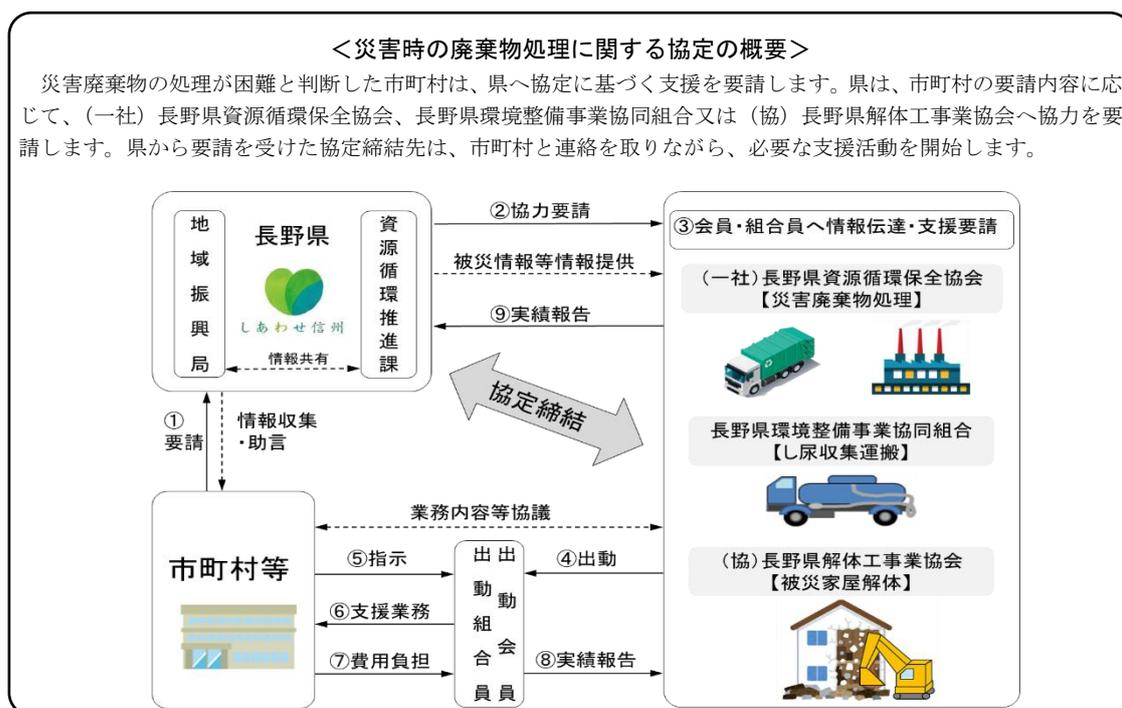
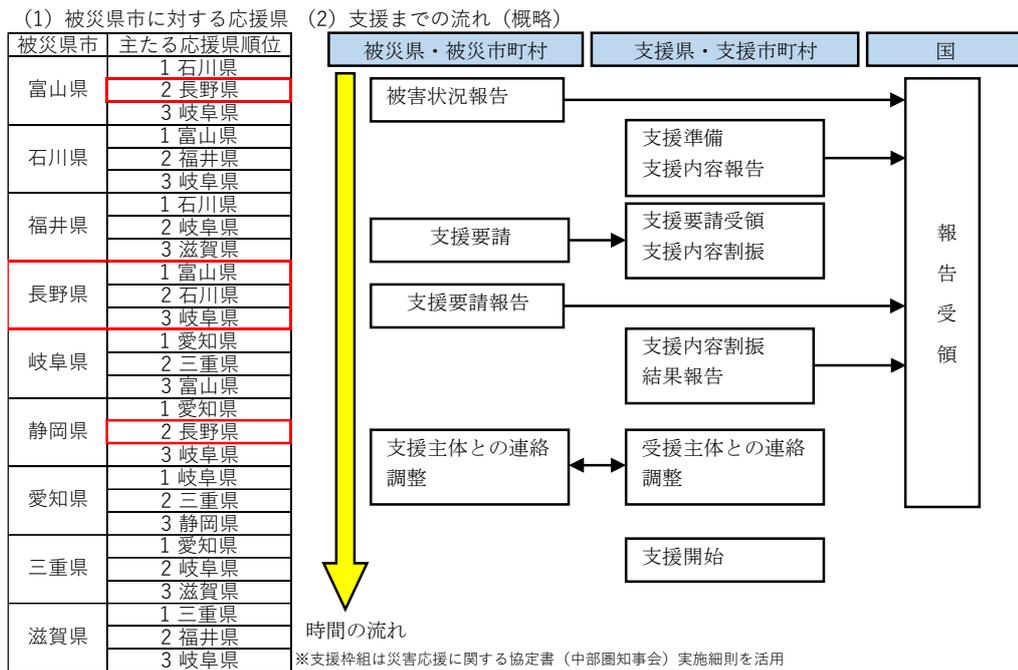


図 5-2-1 協定実施フロー



(3) 支援内容例

支援内容	支援主体	具体的な内容
人材派遣	市町村等	廃棄物処理施設運転、災害廃棄物処理事務、土木・建築事務 重機・一般廃棄物収集運搬車両運転 等
	県	災害廃棄物処理事務、土木・建築事務 等
資機材の提供	市町村等	ごみ・し尿収集運搬車両、燃料・薬剤、仮設トイレ
	県	仮設トイレ
廃棄物（緊急）受入	市町村等	生活ごみ・避難所ごみ、し尿

図 5-2-2 中部ブロック広域連携計画における支援体制について

2 施策の展開

(1) 平時における事前準備の促進

ア 災害廃棄物の仮置場の確保

- ・市町村の仮置場候補地の選定状況、搬入出・管理運営体制等に関する準備状況を把握し、市町村への技術的支援を行います。
- ・地形上の制約等により仮置場の確保に困難があるなど場合には、広域連携の強化等の対応を市町村とともに検討するほか、仮置場として活用可能な県有地に関する情報の整理を進めます。

イ 公費解体・撤去の円滑化

- ・公費解体・撤去（申請手続き等を含む）を円滑に行うため、近年の大規模災害における対応事例の共有等を通じて、市町村への技術的支援を行います。

ウ 各種連携体制の維持・強化

- ・廃棄物等の処理を行う関係団体等との定期的な連絡・意見交換を行うとともに、団体の会員事業者の収集運搬能力や施設能力等を把握すること等により、協定の実

効性の確保を図ります。

- ・公費解体・撤去（申請手続き等を含む）を円滑に行うため、関係団体等との定期的な連絡・意見交換を行います。
- ・大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会における情報交換等を通じて、連携体制の維持・強化を図ります。

エ その他

- ・定期的な研修会を開催し、市町村への情報提供及び技術的支援を行います。
- ・必要に応じて長野県災害廃棄物処理計画を見直し、実効性を確保します。

(2) 災害発生時における対応

- ・被災市町村の被災状況等について情報収集を行い支援ニーズを把握するとともに、必要に応じて広域的な協力体制の確保を図り、周辺市町村、関係省庁、民間事業者等と連携して被災市町村を支援します。
- ・県内での処理が困難と見込まれる場合は、広域連携体制に基づく他都道府県等への応援を依頼します。
- ・市町村による処理ができない場合は、市町村からの事務委託に基づく県による処理を検討します。
- ・災害廃棄物処理や被災した廃棄物処理施設に関する国の補助制度の円滑な活用に向けた市町村への技術的支援を行います。

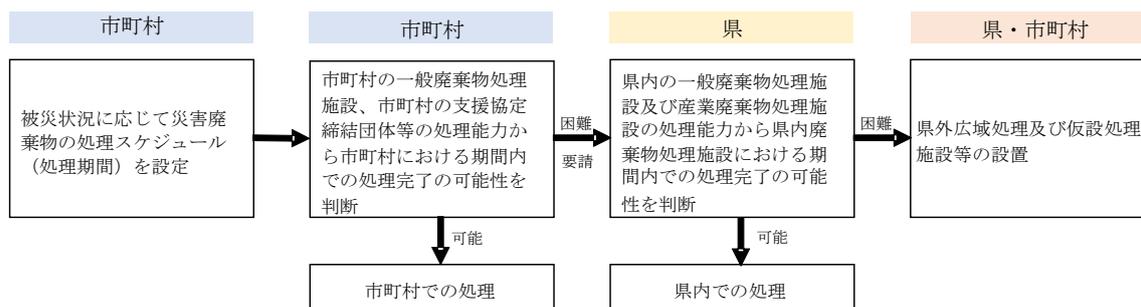


図 5-2-3 県内処理と広域処理の判断フロー

表 5-2-1 災害廃棄物に関する災害応援協定等

区分	協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
他の都道府県	全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	中部圏知事会 (9県1市)	災害応援に関する協定書	特に要請のあった事項
	関東地方知事会 (10都県)	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	長野県、新潟県	災害時の相互応援に関する協定	特に要請のあった事項
	長野県、新潟県、山梨県、静岡県	中央日本四県災害時の相互応援等に関する協定	物資・資機材・人員等の提供
県内関係団体	県(環境部)、(一社)長野県資源循環保全協会	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集運搬・処分
	県(環境部)、長野県環境整備事業協同組合	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定	し尿等の収集運搬
	県(環境部)、(協)長野県解体工事業協会	被災家屋等の解体等に関する協定	被災家屋等の解体
	県(危機管理部)、(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	災害時における災害応急資機材のリースに関する協定	仮設トイレの提供

(3) 各主体による取組

災害時の適正処理体制を確保するためには、各主体による取組も重要です。

- ・災害廃棄物の処理主体は、市町村となります。市町村は災害廃棄物処理計画等に基づき、平時に事前準備に努め、発災時には迅速かつ円滑に処理を実施します。平時における事前準備では、組織・人員体制、処理スケジュール・フロー、収集・運搬ルートの想定等のほか、以下について検討します。
 - (ア) 廃棄物の種類に応じた処分方法、最終処分量削減のための分別、資源化方法
 - (イ) 道路の被災等の状況を想定した災害廃棄物の仮置場候補地の選定・公表、搬入出・管理運営体制等
 - (ウ) 円滑な公費解体・撤去のための実施体制
 - (エ) 災害廃棄物の処理に関する関係団体との協定の締結
- ・市町村及び廃棄物処理事業者は、災害時においても事業を実施するための「事業継続計画（BCP）」の作成に努めます。
- ・廃棄物処理施設の設置者は、廃棄物処理施設の強靱性の確保（施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等の推進等）に努めます。
- ・住民は、災害時に廃棄物となり得る不要なものを整理したり、地域で行われる訓練に参加するなど、日頃から災害に備える意識を高めるとともに、発災時には、市町村の指示に基づき、廃棄物の分別排出や指定された排出場所への搬入に協力します。

◎コラム 令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物を広域処理しました

令和6年能登半島地震では、石川県輪島市、志賀町で最大震度7を観測するなど、北海道から九州まで広範囲で揺れを記録しました。この地震災害による石川県内の住家被害は11万6千棟以上に達し、災害廃棄物は約410万トンと推計されています。これは石川県の年間ごみ排出量の11年分に相当する量です。

この災害廃棄物について、令和7年度末までの処理完了を目標に、公費解体の申請手続等の円滑化のほか、大量に発生する解体ごみを円滑に処理するため、石川県外での広域処理も行われました。長野県内でも自治体処理施設（ながの環境エネルギーセンター、松本クリーンセンター）や民間処理施設において、災害廃棄物の受入処理が行われました。



石川県公費解体加速化プラン (R7.7)

◎コラム 災害廃棄物は「ごみ」ではなく、再び社会に役立つ資源です

災害で発生する廃棄物は膨大ですが、その多くが「資源」として再生利用されています。平成23年の東日本大震災では再生利用率が87%を超え、平成28年の熊本地震でも約80%と、高い割合で再生利用が進められました。コンクリートがれきは再生骨材に、金属は再び原料として活用されるなど、災害廃棄物は新たな資源に生まれ変わっています。

こうした取組により、最終処分場の延命だけでなく、資源循環や環境負荷の低減にもつながっています。平時だけではなく、災害時においても可能な範囲で分別することが重要です。



令和元年東日本台風災害時の仮置場（アクアパル千曲・長野市）

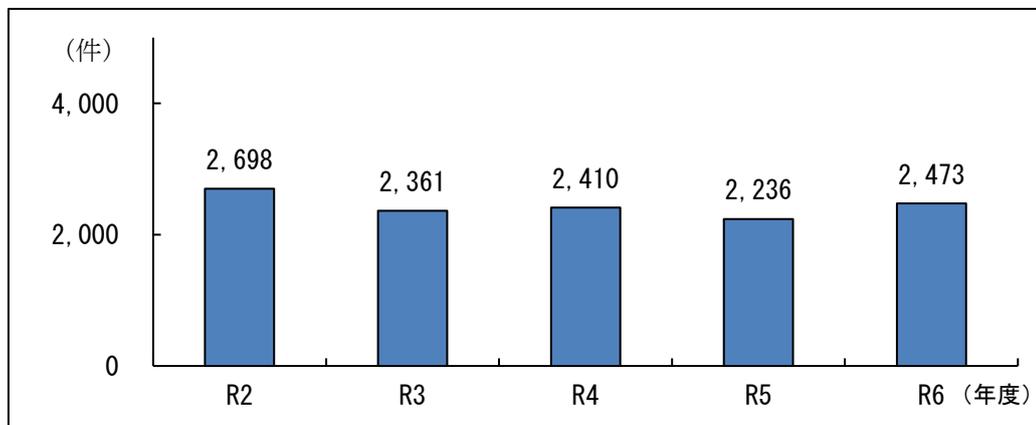
第3節 廃棄物の不法投棄等の防止

廃棄物の投棄は、廃棄物処理法第16条の規定により禁止されているほか、廃棄物の焼却は、法定の基準を満たす場合や生活環境に与える影響が軽微なものとして認められる一部の例外を除き、廃棄物処理法第16条の2の規定により禁止されており、防止に取り組んでいく必要があります。

1 一般廃棄物の不法投棄等の防止

(1) 現状と課題

- ・近年の一般廃棄物の不法投棄の発見件数は、横ばいの状況となっており、中でも家庭ごみや空き缶等のポイ捨てが多く、その他には、廃タイヤ、家電4品目など多い状況です。



(資源循環推進課)

図 5-3-1 一般廃棄物の不法投棄件数の推移

表 5-3-1 一般廃棄物不法投棄対策（令和7年11月1日現在）

対策の内容	導入市町村数
「ポイ捨て防止条例」の制定	48
看板の設置	75
市町村職員による不法投棄防止パトロール	60
不法投棄の監視連絡員等による通報制度の導入	46
防止ネットの設置	19
監視カメラの設置	27

(資源循環推進課)

(2) 施策の展開

- ・不法投棄は重大な犯罪であるという認識のもと、地域住民や市町村、警察との連携を強化します。
- ・不法投棄の防止に係る先進事例や効果のある事例について、市町村に対する情報提供を行います。

- ・地域の環境美化活動でのごみ拾い等を通じて、ごみのポイ捨て・不法投棄防止対策を呼び掛けます。
- ・廃棄物の焼却禁止に関して、ホームページでの周知や農家等への呼び掛けを行います。

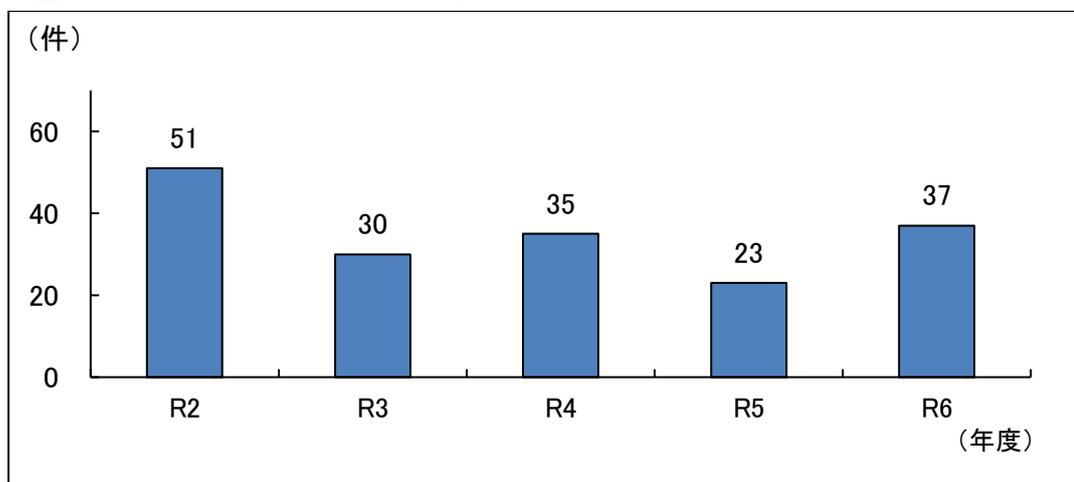
(3) 市町村の取組

- ・一般廃棄物の処理方法について、広報誌やホームページ等により住民に周知するよう努めます。
- ・「ポイ捨て防止条例」による規制、看板設置等の設備整備、パトロールの実施等に努めます。

2 産業廃棄物の不法投棄等の防止

(1) 現状と課題

- ・近年の不法投棄件数は横ばいの状況となっており、不法投棄で多いのは建設系廃棄物となっています。
- ・建設系廃棄物の不法投棄を防ぐためには、建設工事の発注者、元請事業者、下請事業者のそれぞれが、建設系廃棄物の適正処理についての知識を深めるとともに、優良な廃棄物処理業者と契約を結ぶ必要があります。
- ・不法投棄の防止対策としては、各種パトロール等の直接的な監視活動を行うとともに、24 時間体制の通報受付制度、事業者への啓発活動などを通じ、県民と一体となった監視活動を総合的に進めています。



(資源循環推進課)

図 5-3-2 産業廃棄物の不法投棄件数の推移

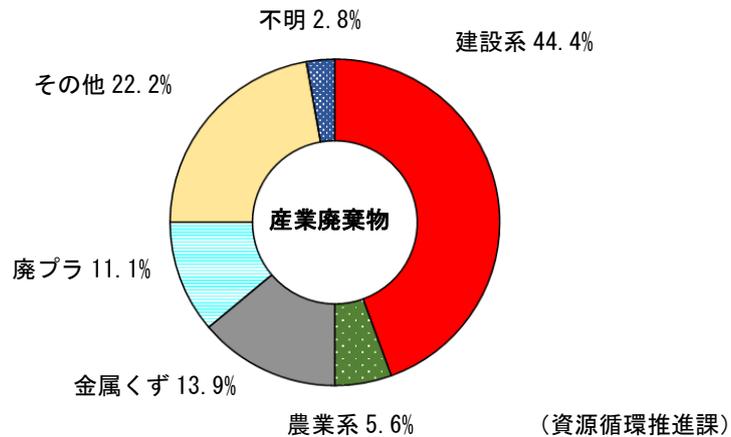


図 5-3-3 産業廃棄物の不法投棄物の種別割合（令和 6 年度）

(2) 施策の展開

- ・不法投棄監視連絡員によるパトロール、県職員による巡回監視、ドローンを活用した上空からの監視、建設工事現場等における建設廃棄物の排出事業者の状況確認等のための一斉パトロールを実施するとともに、近隣都県と協力した産業廃棄物収集運搬車両点検を実施します。
- ・不法投棄ホットラインの設置や関係団体との通報協定の締結、DX の推進等により、不法投棄に関係する情報を効率よく収集する体制作りに努めます。
- ・不法投棄事案に対しては、投棄者を特定し責任を追及するため警察との連携を強化するとともに、建設事務所、市町村等の関係行政機関に情報提供を行い、不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じて支障の除去等の措置を講じます。

不法投棄を見つけたら、

(ごみを みはろう)

不法投棄ホットライン 0120-530-386 (24時間受け付けます!)



←
不法
投棄
の
事
例
→



不法投棄が発生すると、深刻な環境破壊がもたらされます。
不法投棄の発見件数の割合は一般廃棄物（主に家庭からの廃棄物）が約 98%を占め、悪質な産業廃棄物の不法投棄も後を絶ちません。廃棄物を排出する際は、必ずルールを守りましょう。
県では、県民の皆様からご協力をいただきながら、不法投棄の撲滅を目指します。

◎コラム 法律により野外焼却は禁止されています!!

野外焼却（野焼き）は、悪臭、煙、すすを発生させるなど生活環境に悪影響をもたらします。

そのため、廃棄物処理法では廃棄物の焼却を禁止しており、違反した場合には罰則が科されます。地面に穴を掘って廃棄物を焼却したり、ドラム缶・ブロック囲いなどで廃棄物を焼却することも禁止されています。

禁止事項（廃棄物処理法第 16 条の 2）

何人も、廃棄物を焼却してはならない（※例外あり）

罰則（廃棄物処理法第 25 条）

5 年以下の拘禁刑又は 1,000 万円以下の罰金

※禁止事項の例外

- 一 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令等により行う廃棄物の焼却
- 三 政令で定める公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却
(風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要なもの/農林業・漁業を営むためにやむを得ないもの/たき火その他日常生活を営む上で通常を行われる軽微なものなど)

☆注意☆

例外に該当する焼却でも、周囲に生活環境保全上の支障が生じている場合には、行政処分及び行政指導の対象となります。



野外焼却（野焼き）を見かけたらお近くの市町村、警察または

[長野県不法投棄ホットライン\(0120-530-386\)](https://www.pref.nagano.lg.jp/soudo/0120-530-386)へ情報提供をお願いします

